

2007年 9月定例会建設水道常任委員会

市議案第 64 号

(補正予算)

(一問目質問)

土木費(都市計画費)の中の街路事業費について、質問したいのですが、まずは整理をさせて下さい。今回の補正予算は穂積菰江線のみだそうなので、この穂積菰江線の街路事業についてですが、全事業区間(2036m)のうち約36%(723m)が完了しているそうですが、全事業区間にかかる費用はどれくらいを見込まれていて、そのうちのどれだけの費用が執行済みなのでしょう(当初予算で穂積菰江線の街路事業に6億1500万円計上しておられましたが、その分は未執行という形でお答え下さい)。また、今回の穂積菰江線の街路事業は当初の予定よりかなり遅れているお聞きしていますが、比較のために当初のスケジュールがどのようなものであったのかをお知らせ頂き、その一方で、今回の補正予算分を含め今後の事業スケジュールと穂積菰江線の事業完成予定時期についてお聞かせ下さい。

<答弁>

全区間の事業費は約 135 億円を予定。平成 18 年度末の執行額は約 91 億円。

当初のスケジュールとしては平成 7 年度から平成 13 年度までの7か年事業として着手した。

今後のスケジュールについては、市道庄内西通り線、いわゆるダイエー通りから市道庄内中央線までを平成20年度に、三国塚口線までを平成24年度に完成させることを目指している。

全線の完成時期は明確にはお答えできないが、平成30年ごろと考えている。

(二問目質問)

国庫支出金が3億8500万円出るという事で今回の補正予算を組まれたと思うのですが、その分、一般財源も当初予算よりも使う事になりますし、さらに起債も7,740万円しています。国や府から補助金、支出金があれば何でも事業をしようという話にはならないと思うのですが、どのような基準で判断されているのですか？また、今後も同様な形で事業に対する歳出が行われていくのかと思いますが、穂積菰江線の街路事業だけで、残りの未執行費用(46億円)のうち、今後どのくらいの一般財源、起債による歳出を見込まれているのですか？

<答弁>

今回の補正予算は、国の地方道路整備臨時交付金の追加内示を受けて、主に庄内中央線から三国塚口線までの公社先行取得用地及び補償の買い戻しを行うもので、これによって事業進捗が図れるものと考えている。

事業費の財源内訳については、現在の国庫補助制度の存続が不透明であるが、今後もこれまで同様に補助が受けられると考えれば、残事業費約46億円の内、国庫補助金20億円、地方債18億円、一般財源8億円と想定される。

(三問目要望)

いずれ行わなければならない事業を国や府の支出金・補助金などにより、豊中市の負担が少ない状況で行う事は理解できますし、いつでも国や府からの支出金・補助金が得られるとも限らないのももらえるときにもらっておこうとの考えも一理あるとは思いますが、しかし、そうだからといっていつでもいくらでも起債をする、一般財源から歳出すると言った事は市の財政状況上困難なことだと思います。国や府は支出金や補助金はくれますが、その際に市が新たに作った借金に関しては何の面倒も見てください。それどころか、借金を借金を重ねていると自治体の収入に対する実質的な借金返済額の割合を示す「実質公債費比率」が18%以上になると起債するのに知事の許可が必要になったり、25%以上になると起債を制限されたりするわけです。昨日、今日の新聞にも出ておりましたが大阪府内の8市町村で一般的許可団体や起債制限団体になったようで、実質公債費比率が17.1%の豊中市もいつそのような団体に陥るか分かりません。ちなみに、来年度以降の歳入歳出収支を見ているとたとえ実質公債費比率が18%以上に達しなくても豊中市の赤字基準額である(約16億円~17億円)を大きく上回り、新たに起債する際は知事の許可が必要となるのではないのでしょうか。つまり事業を進めたくても起債することを許可されなかったり、制限されるようになると、それこそ全く事業が進まなくなってしまう恐れもあるのです。また、事業スケジュールの面から考えても平成13年度(6年前)に完了する予定であったこの穂積菟江線の事業が未だ完成率約36%で、今後のスケジュールを伺いまして平成30年頃(つまり10年以上先)までは少なくとも工事が続きそうで、明確な完成時期はお答えできないとの事でした。こういったスケジュールの大きな遅れについても国や府の政策転換や方針転換の割りをかなり食っていると思われます。当り前のことですが、補助金や支出金が魅力的なことは分かりますが、あくまで市の様々な状況を鑑みながら、また国や府は頻繁に政策転換や方針転換を行う事を考慮しながら、無理のない形で事業を進めて頂ければと思います。

市議案第 75 号

(豊中市千里文化センター条例の設定について)

(一問目質問)

昨日の文教常任委員会でもお話がありましたが、豊中市千里文化センターのあり方については、構成する千里図書館や公民館のあり方などとともに約 2 年間、新千里図書館・公民館創造会議の方々(公募委員や図書館・公民館関係団体、千里ニュータウン関係団体、図書館・公民館等の職員)が毎月のように議論され、今回の条例提案に至ったことを伺い、個人的に僭越ながら大変評価させて頂いております。これだけ時間をかけて地域の方々と関係職員が議論を重ねてきたからこそ、永続的に多くの方々に気持ち良く利用される施設であって欲しいと強く願うものです。

①そこで、まずはこの新千里図書館・公民館創造会議についてどのように評価されているのかお聞かせ下さい。この創造会議は新千里文化センターの完成に伴い、残念ながら今年度末には解散されてしまうようですが、私自身は今後も何らかの形で新千里図書館・公民館創造会議を残し、必要に応じて意見や提言を十分組みとりながら豊中市新千里文化センターを管理・運営して頂きたいと思っています。さて、今管理運営と申しましたが、新千里文化センターは今後も市の管理として運営も行っていくつもりですか？それとも急速に増えてきています指定管理者をはじめ外部運営委託といったことを考えておられるのでしょうか？

<答弁>

「豊中市新千里図書館・公民館創造会議」は平成17年度9月から千里文化センターが完成するまでを設置期間として、教育委員会が設けたものですが、新しくできる千里図書館と公民館のあり方について職員と市民がともに考え、協働してより良い公民館・図書館を考える場を持たせたことは、市民とのコラボレーションが図れたと考えている。

千里文化センターの管理については、来年2月に供用開始の予定であり、当初は市が管理することとし、その業務を民間に委託することとしておりますが、今後とも、良好で効率的な管理がなされるよう検討してまいりたいと考えている。

②第 8 条の使用制限についてですが、公民館条例第 13 条と比較すると、施設制限の中に、「営利を目的として使用するものと認めるとき」、「特定の政党又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを目的として使用するものと認めるとき」、「宗教目的のための使用するものと認めるとき」が記載されていませんが、そういった利用方法は今回新しくできる千里文化センターでは可能になるという事ですか？使用制限に関してそもそも公民館条例と相違点を持たせる必要性は何なのか？

<答弁>

条例第8条の使用制限については、市民ホール条例と同様の規定としており、公民館は社会教育法におきまして、営利や政治、宗教目的の利用が禁止されておりますので、公民館条例にも同様の規定が設けられている。多目的スペースについては、多様な利用ができることを考慮して、社会教育施設に位置付けていないので、公民館条例のような規定は設けていないが、今後、本市の既存施設の例を参考にしながら使用条件を設定してまいりたいと考えております。

③多目的スペースに関してですが、広さは110㎡だと伺っています。新千里文化センター内千里公民館使用料については㎡単価が41.3円/㎡であり、各施設の㎡単価は会議室が40円/㎡、和室が45円/㎡、料理室が50円/㎡です。これらと同様の算出方法をすると使用料18,000円/日の多目的スペースは360㎡～450㎡ぐらいの広さとなるはずなんですけど…。使用量の算出方法と算出基準となるものは何ですか？この多目的スペースが広さ110㎡で使用料18,000円/日であれば、誰もが6,600円/日の千里公民館集会場を使用するのではないのでしょうか？多目的スペースをこの価格でも使用して頂けるという見込みはどういったところから出てきているのでしょうか？どのような方、団体が利用されると見込まれているのでしょうか？

<答弁>

多目的スペースの使用料につきましては、施設の整備や管理に要する費用から算定した単価と床面積及び類似の施設である市民ギャラリーを参考として使用料による負担率を0.74として求めたものでございます。

④これは確認ですが、昨日の文教常任委員会でもお話がありましたが、公民館については貸し方を朝昼夜と3分割するもしくは、昼の時間を2つに区分して朝昼夜の4分割を検討するようですが、多目的スペースについての貸し方はどうされる予定でしょうか？公民館の貸室や多目的スペースに関しては利用者のニーズやこれまでの応募状況を考慮して、貸し方の分割や金額設定を行って頂きたいと思っております。

<答弁>

多目的スペースの時間区分については、公民館と同様のあさ、ひる、よるの3区分でスタートするが、施設を効率的に使用する観点から、市民の方々が利用しやすい使用区分について慎重に検討してまいりたいと考えています。

⑤これも確認ですが、新千里文化センターでは5階の屋上部分を屋上緑化する計画があるようですが、屋上緑化の管理・運営について、市民の中にはボランティアとして屋上緑化の管理・維持に携わりたいと考えられている方もいると伺っています。もし、そういった市民の方々から管理・維持をさせてほしいとの依頼があれば、どのように管理・維持に携わっていただくおつもりでしょうか？私個人としては、新千里文化センターは「コラボ」という愛称を選定されているように市民と行政の協働の場としての機能を発揮するために、ぜひ、可能な限り市民の方々と一緒に管理・維持できるようにして頂きたいと要望させていただきます。

<答弁>

屋上緑化については、整備にあたって本市から民間事業者に対して条件として設定し、環境部局も指導を行っているが、現在は実施計画の段階であり、新しい千里文化センターの完成に間に合うよう整備がなされることになっています。完成後の管理については、建物管理の一環として実施することとしています。

(二問目質問と要望)

①新千里文化センターの管理に関しては、民間への業務委託を検討されているそうですが、ご答弁にもありましたが、民間委託を決定する際は、他の様々な事例を調査・検討して頂き、より良好で効率的な管理はもちろんのこと、将来的に市民にとってなるべく負担のかからない形での管理・運営を実現して頂ければと思います。

②使用制限の営利目的の取り扱いに関してですが、営利活動を禁止している公民館でも非営利団体が運営資金をまかなうために行うバザー等の活動は営利活動ではないという判断をしているようで、公民館条例で営利活動を制限していても、ケースバイケースで活動を認められるわけですから、同様の使用制限で何ら支障はきたさないと個人的には思うわけです。ただし、多目的スペースを社会教育施設に位置づけられないので、条例で制限をかけられないというのであれば、施行規則や許可条件において、営利や政治、宗教の目的で使用することを制限すべきだと考えます。せめて施工規則や許可条件を設けて頂けるよう要望させていただきます。

③多目的スペースの利用方法としては、大きく分けてフリースペースとして誰もがくつろぐ日常利用と事業を行うための事業利用に分けられ、さらに事業利用に関しては市民の利用、行政の事業利用、それと協働利用に分けられるそうですが、これはあくまで予想ですが、市民がこの価格でこのスペースを使おうとはあまり考えないでしょうし、基本的には行政の事業利用が中心になってしまいほとんど使用料収入は見込めないのではないのでしょうか？来年一年間の多目的スペースの利用見込み日数、収入見込みはどのように推計されているのでしょうか？

<答弁>

具体的な利用見込み日数や、収入見込みは推計していない。

(三問目要望)

③多目的スペースをフリースペースとして来場者が自由に歓談する場の提供を目的とする事を否定するわけではありませんが、このスペースが 18000 円/日と設定している以上、もしそういったフリースペースとしての使用ばかりになってしまう事はもったいないな~とってしまうわけです。やってみなければわからないといった事も分かりますが、是非とも、この多目的スペースが閑散とする事のないように願うものです。また、新千里文化センターの愛称が「コラボ」に選定されたそうですが、この愛称に則して、行政と市民、行政と外部業者、行政と行政、市民と市民など様々な形でのコラボレーションを実現し、新千里文化センターが永続的に第一条にもありますように市民相互及び世代間の交流を促進する施設であり続けられるよう検討を重ねて頂きたいと願います。

市議案第 77 号

(北部大阪都市計画緑丘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の設定について)

(一問目質問)

私が議員になってから、数件、住環境に関する問い合わせや要望が寄せられております。特にマンション建設問題や地域の景観にそぐわない店舗や施設の建設等に関しては地域住民の方々の不安や困惑、落胆、ときには怒りが大変強く感じられることがあります。その意味では、今回のこの条例提案については、該当地区にあったまちづくりができるようにとの意向から地区計画という制度を活用されたと伺っており今後のまちづくり、地区づくりに関して大変期待をしております。そこでお聞きしますが、地区計画とはそれぞれの地区のまちなみや特性にあうように、道路、公園などの配置や、建物の用途やかたちなどの細かなルールを、住民などが自分たちで話し合いながら決めていく制度ですが、この緑丘地区においてはどのくらいの期間をかけて、また該当地区の地権者(住民)の賛同率はどれくらいで地区計画が決定されたのでしょうか？

<答弁>

緑丘地区の地区計画については、地域の方々が主体となって「緑丘まちづくり研究会」を組織し、約2年間の期間をかけて地区計画についての話し合いが進められた結果、市に地区計画の決定を申し込まれた段階での意向調査では、区域内の地権者の約85%の方が賛同されている。

(二問目質問)

大変多くの方々が携わり、自分たちで地区計画を作られてきたこと大変素晴らしいことだと思いますが、今後この計画区域を拡大していくことは考えられているのでしょうか？考えられているのであれば、市の支援制度はどういったものか？ また、今後、他の地域でも地区計画を策定したいと要望があれば市はどのように対応されるのでしょうか？

<答弁>

緑丘地区では、今回の地区計画の決定を契機として、「緑丘まちづくり研究会」が中心となり、この地区計画の区域をさらに広げていくための活動を進められていると聞いている。

また、住民活動に対します市の支援については、地区計画の作成に当たりましては地域の皆さんが地区計画制度について十分に理解して頂くとともに、地区の将来像について何度も話し合っただけで必要がある。このため、市ではアドバイザーやコンサルタントなどの専門家を派遣する制度や活動に対する助成制度などを設けており、こうした活動を積極的に支援してまいりたいと考えている。

(三問目要望)

是非とも、この計画区域の拡大に努めて頂きたいと思っておりますし、このような素晴らしい制度をどんどん市民の方々に広めて頂き、地域のまちなみについてはそこに住む方々がルール作りをしていくといった流れを作りたいと思っております。景観を乱す商業施設やマンションの建設に関して、事前に地区計画を策定しておくことで、今後は地域住民と業者、行政の間でのトラブルが未然に防ぐ事ができるのではないかと期待しております。